

EMECS

NEWSLETTER

財団法人国際エメックスセンター 外務省・環境省共管法人に

平成13年5月7日、財団法人国際エメックスセンターがこれまでの環境省認可の財団法人から、新たに外務省も所管する共管法人になりました。

平成6年に任意団体として設立され、閉鎖性海域の環境保全に取り組んできました当センターは、平成12年4月に環境省(旧:環境庁)の財団法人として発足しました。今年11月の神戸・淡路開催の第5回エメックス会議の開催等、グローバルな視点に立った活動展開が内外から強く求められていることから、このたび、当センターは、外務省・環境省の認可を受け共管法人となりました。今後、当センターは、環境省に加え外務省の支援・指導を新たに受けつつ、国連環境計画等の国際機関などとの連携を強化し、幅広いネットワークの構築と拡充に努める方針です。

The 5th International Conference on the Environmental Management of Enclosed Coastal Seas

第2回アナウンスメント配布中

発表論文要旨(アブストラクト)募集中!(〳切は6月30日)
 <発表応募・参加登録はホームページからも可能です>



第5回エメックス会議第2回アナウンスメントが発行されています。このアナウンスメントには、会議の概要やプログラム、分科会発表要旨募集テーマ、サイドプログラム、参加登録方法、宿泊、オプションツアー、会場へのアクセス等の情報が掲載されていますので、ご希望の方は下記事務局までお問い合わせください。なお、ホームページからも同内容の閲覧・参加登録などもできますので、奮ってご

参加いただきますようよろしくお願いいたします。

また、閉鎖性海域や沿岸域の環境保全に関するNGO、企業、行政担当者、一般の方々からの論文発表を募集しています。発表ご希望の方は、郵送又はEMECS2001ホームページ (<http://emecs2001.jtbcom.co.jp>) から「発表要旨(アブストラクト)」を、原則として英文で、6月30日(郵送の場合は7月2日必着)までに提出願います。なお、会議への参加希望者は、事前にEMECS2001ホームページ又は、参加登録用紙の郵送・FAXによる参加登録が必要となっています。参加登録には、全会議に参加できる「全日登録」と会期中の1日のみに参加できる「1日登録」があり、登録料は 全日登録・早期(6月30日までに登録) = 一

般1万8千円、学生9千円、 同・後期(7月1日から10月18日までに登録) = 一般2万円、学生1万円 1日登録(10月18日までに登録) = 一般3千円、学生2千円となっています。

環境修復・創造エキスポ

- 沿岸域環境修復・創造技術展 -
 ~ 沿岸域の環境・その未来 ~

企業や行政機関等による沿岸海域の環境修復や創出技術、都市再生に向けた技術開発などが一堂に会する「環境修復・創造エキスポ - 沿岸域環境修復・創造技術展 - ~ 沿岸域の環境・その未来 ~」(主催:環境省、兵庫県、神戸市、(財)国際エメックスセンター)が、11月18日~19日の2日間にわたって神戸市中央区の神戸国際展示場で開かれます。

この展示フェアは、第5回世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS2001)のサイドプログラムとして開催されるもので、内外の専門家やNGO等の団体をはじめ、環境に関心を持つ一般の人々などによる情報交換や人的交流、技術移転のきっかけ作りの場を提供することを目的としています。環境コンサル企業などによる企業展示、行政機関等が日本各地で実施する環境回復・創造事例を紹介するプロジェクト展示等のブースが設置される予定となっています。主な出展分野は、緑地・緑化技術、人工ラグーンや人工砂浜などの造成技術、水質改善技術などで、併せて同センターによるテーマ展示や特別展示も行われます。

(申し込み〳切は、6月30日)

環境教育フェア

環境修復・創造エキスポと同時に、世界の環境教育用教材を集めて今後の環境教育を考える「環境教育フェア」も開催されます。国内外の環境教育者や環境保全活動関係者が集い、新たな沿岸域の環境教育や環境保全活動のあり方を目指すきっかけとするとともに、社会教育・学校教育の現場での具体的なアクションに結びつけることを目的としています。

申し込み・お問い合わせ先
 第5回世界閉鎖性海域環境保全会議実行委員会事務局
 TEL 078-252-0234 FAX 078-252-0404
 ホームページURL: <http://emecs2001.jtbcom.co.jp>
 E-mail: 2001@emecs.or.jp

目次	財団法人国際エメックスセンター平成13年度事業.....2
	沿岸海洋生態系の保護と管理に関する国際シンポジウム.....3・4
	沿岸域・河口域・水路管理協同研究センター.....5
	環境危機を解決する国際環境裁判所の必要性.....6
	欧州連合レオナルド・ダ・ヴィンチプログラム環境教育ワークショップ.....7
	財団法人国際エメックスセンター活動について(1・4月).....8
	第5回エメックス会議に向けて(11・4月).....8

財団法人国際エメックスセンター平成13年度事業 (平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)

平成13年2月23日に開催された第3回理事会においてセンター平成13年度事業計画が承認されました。

1. 事業方針

我が国の閉鎖性海域及び海外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組みとの連携の強化を図り、積極的にこれに貢献するため、人的・知的ネットワークの有効活用を図り、また様々な国内外の閉鎖性海域の環境保全に取り組む諸機関、研究者の参加を得て、「多様な自然と人間が共生する持続的発展が可能な社会」を目指した事業を推進する。

2. 事業計画

(1) 閉鎖性海域環境保全推進事業

ア 海藻類を用いた沿岸域生態系の中・長期モニタリング手法検討調査 (関西電力㈱委託事業)

沿岸生態系の中・長期的な変化を明らかにするためのモニタリング対象として海藻類を用いることの利点と問題点について、他の生物群(動物・植物プランクトン、底性動物、魚類など)を対象とした場合との比較を通して検証する必要がある。そこで、神戸大学内海機能教育研究センターと共同で調査(モニタリング)対象種の選定、モニタリング地点(海域)とモニタリング頻度の検討を通じて次の調査を行う。

過去の類似調査事例のサ・ベイ、モニタリング手法の検討、調査マニュアル、生物同定補助資料の作成

イ 尼崎21世紀の森構想プラン策定調査 (兵庫県企業庁委託事業)

産業構造の変化等により工場跡地等の遊休地化が進む国道43号線以南の尼崎臨海地域において、「環境の世紀」といわれる21世紀の新たなまちづくりの方向として、豊かな自然環境の創造などにより、人と自然が共生し、大都市のオアシスとなる「尼崎21世紀の森構想」を検討する。

尼崎21世紀の森構想の案の策定及び課題の整理等、平成12年度の検討調査に引き続き、平成13年度においては、学識経験者等による委員会を設置し、「尼崎21世紀の森構想」の実現に向けより具体的検討を行う。

ウ 臨海部における環境回復・創造方策に関する調査・研究((財)兵庫県環境クリエイトセンター委託事業)

臨海部は、古くから生産活動の用に供するために、海面の埋立が様々に進められてきた。この埋立により、水質の悪化、生物の生息環境等の生態系の変化、自然景観の変化、海とのふれあいの場・漁場減少等多岐にわたる環境変化をもたらすこととなった。

現在、環境の保全に対して、当初の水質改善等、公害対策中心のものから生物多様性の確保、健全な水循環の回復、リサイクルの推進、豊かな自然とのふれあいの場の確保など、環境創造を目指したものに变化してきた。そのため、臨海部でも21世紀に向けて、次世代に引き継ぐ良好な環境の回復・創造が強く望まれている。学識経験者等による調査委員会を設置し、次の調査研究を行う。

臨海部における環境回復・創造方策の最新情報収集及び解析、検討、モデル地域におけるケ・スタディの実施

エ 油処理剤等の環境影響に関する調査 (環境省地球環境局委託事業)

現在、「海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律」における油及び有害液体物質による海洋の汚染の防止のために使用される薬剤の基準については、国土交通省令・環境省令により急性毒性等に関する基準が設けられており、この基準に合致した約70種類の油処理剤並びに油ゲル化剤について型式認定が行われている。大規模な油流出事故等においては、迅速な回収処理作業が被害の拡大を阻止する上で重要となり、油処理剤が大きな役割を果たすことが想定

されるが、環境への影響に関する知見が十分でない。

そのため、既存の油処理剤及び油ゲル化剤の海洋環境への影響をあらゆる角度から確認し、外国等の知見と比較しつつ、これらの情報を自治体等に提供するとともに、現在の基準も併せて検討することにより、油等の流出事故等に適切に対応するための学識経験者による委員会を設置し、調査、検討を行う。

オ 第5回世界閉鎖性海域環境保全会議の開催

1990年に第1回世界閉鎖性海域環境保全会議の開催から11年目にあたり21世紀という新しい世紀の初の世界閉鎖性海域環境保全会議となる第5回世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS2001)を本年11月に神戸・淡路で開催する。

国内外の閉鎖性海域の環境保全に取り組む多くの諸機関、研究者の参加を得て、自然科学だけでなく社会科学も含むあらゆる科学の英知を結集し「自然や生態系と人間社会の調和ある持続的発展」を目指した意義ある会議にするため、関係機関、関係有識者の協力を得て主催者である環境省、兵庫県、神戸市と協力して諸準備を円滑に進める。

カ 第5回世界閉鎖性海域環境保全会議資料等作成事業(環境省水環境部委託事業)

第5回世界閉鎖性海域環境保全会議の開催に向けて、閉鎖性海域の環境保全に対する各国の取り組みを収集するとともに、紹介すべき事例の及び各国及び各国と連携して取り組むべき優先課題についての検討を行い、会議資料としてとりまとめる。また、これを踏まえ、我が国の閉鎖性海域の環境保全の現状と対策を紹介するためのCD-ROMを作成する。

キ 閉鎖性海域環境保全活動支援事業

閉鎖性海域の環境保全と適正利用を目的とする学術的な会議等に対して、助成を行い、他の関連機関との関係を築くとともに、会議等の成果をセンターの活動に反映させる。

(2) 情報収集整備活用事業

ア 閉鎖性海域環境情報システムの構築 (環境省水環境部委託事業)

世界閉鎖性海域環境保全会議の発足等閉鎖性海域の環境保全に関し、主導的役割を果たしてきた我が国が、関係各国と連携をとりつつ閉鎖性海域の環境情報に係る国際的な情報ネットワークを構築し、閉鎖性海域に関する各研究分野の研究成果、水質等の環境データ、社会経済データ等の情報のデータベースを整備し、インターネットを通じて、研究者、行政関係者等が活用できるシステムの構築を図る。

イ 「日本の閉鎖性海域(88海域)環境ガイドブック」を発行(総務省・寄附金付年賀はがきの寄附金・助成事業)

重要な環境資源に位置付けられるこの日本の閉鎖性海域の自然環境を美しく健全な状態で将来の世代に引き継いでいくために、各海域の環境のみならず社会、経済、文化の文化の実態の把握とともにこれを整理し、広く情報発信することが求められている。

そのため、自然の営みと人の営みが融合した、持続的発展が可能な日本の閉鎖性海域を創造し、自然環境が美しく持続可能な状態で保たれた閉鎖性海域を目指して、全国の住民、NGO、研究者(環境サイドだけではなく開発サイドも含めた)、地方公共団体、事業者等様々な主体が活用でき、閉鎖性海域の環境保全と創造に資することができる「日本の閉鎖性海域(88海域)環境ガイドブック」を発行する。

ウ エメックスニュー・スレタ・の発行

閉鎖性海域に関する情報交換を促進するため、投稿論文、第5回エメックス会議の準備状況、会議開催結果、閉鎖性海域環境保全団体の紹介、関連国際会議開催情報等を掲載した機関紙「エメックスニュー・スレタ」を発行する。また、電子メールによる配信を試行

する。

エ 情報収集・提供システムの整備・運営

世界の閉鎖性海域の環境の保全と適正な利用に関する情報を収集、加工するとともに、インターネットを通じて情報の提供・交流を行うシステムの運用、管理の充実を図る。平成13年度は、研究者データベースや閉鎖性海域環境情報データベースについて一層の充実を図る。

オ 「誰でも参加 - 海のネット会議」の管理・運用

現在、(財)国際エメックスセンターが有する既存のホムペジを活用し、閉鎖性海域の環境保全・創造のため、提案されたトピック(テーマ)に関し、情報・意見を有する市民、NGO、研究者、政策担当者など誰もが参加でき、直接に意見交換、情報交換を可能にするため構築された「誰でも参加 - 海のネット会議」を運用し、多様なセクターの関係者(誰でも)がある特定のトピックに関し、ホムペジ上で討議(意見の書き込み、情報の掲示)を行い、意見のスレッド化を通じて、今後の海の環境保全・創造の取り組み方策の提言に資する。

カ 地域担当者によるエメックス活動の推進

国際的な調査・研究事業の推進に向けて人的ネットワーク構築のため、過去にエメックス会議を開催した地域に地域担当者を整備し下記活動を依頼する。平成13年度は、平成12年度に引き続き米国、スウェーデン、トルコなどで活動している科学委員に依頼する。

(ア)地域の専門家のネットワークの形成・維持の活動、(イ)環境の現況・環境教育実施状況など地域環境情報の収集・提供、(ウ)エメックス活動のPR

(3) 普及啓発・人材育成事業

ア 環境保全活動テキスト「沿岸域のことを知る・考える・行動する」作成事業(環境事業助成事業)

日本では1960年代以降、沿岸海域に流入する生活廃水や工場廃水の急増により、大量の栄養塩が沿岸海域に流入するに及び、沿岸海域が富栄養化し、赤潮や貧酸素水塊が頻発するに至った。また、埋立や海岸工事により沿岸域の改変が進み、多くの自然海岸、藻場、干潟などが喪失し、日本の沿岸域は危機的状況にあるといわれている。

そのため、こうした沿岸域の現状に対して、残された自然環境の保全と失われた環境の回復、創造が、今、大きな課題となっている。

そこで、市民、NGOを対象とした、沿岸域の特性、メカニズム、機能を解説した環境保全活動テキスト「沿岸域のことを知る・考える・行動する」を作成する。

イ 閉鎖性海域の水環境管理技術研修(国際協力事業団(JICA)委託事業)

我が国の閉鎖性海域の環境保全施策実施の経験を基に、開発途上国の中堅行政官を対象とした「閉鎖性海域の水環境管理技術研修」を実施する。

沿岸海洋生態系の保護と管理に関する国際シンポジウム

(エメックス国際シンポジウム in バンコク)の開催結果の概要

(財)国際エメックスセンターは、国連環境計画(UNEP)とともに「沿岸海洋生態系の保護と管理に関する国際シンポジウム」をタイ国バンコク市内で平成12年12月12日及び13日の2日間にわたって開催しました。

本シンポジウムでは、開会式で、タイ副首相 ウィロー・パオイン氏及び在タイ日本国特命全権大使 赤尾信敏氏から祝辞を頂くとともに、3つの分科会で、日本、中国、韓国、アセアン諸国の東アジア地域の国々やASEAN事務局、START Regional Center、Wetland International

等の国際機関から招待した延べ38名の有識者より発表等が行われました。2日間を通じて、一般市民及び学識経験者、政策立案者、チュラロンコン大学やアジア工科大学の学生等、延べ約200名の参加を得て、マングローブの伐採や水産資源の乱獲、水質汚濁等で危機に瀕している東アジア地域の沿岸海洋生態系に関する現状やその解決に向けた各国や国際機関、研究者の取組状況及び問題点、並びに将来への展望について議論を深めることができました。

主催者 財団法人国際エメックスセンター、UNEP EAS/RCU
 後援団体 タイ海洋政策及び回復に関する委員会、タイ科学技術環境省、チュラロンコン大学、SEAPOL
 助成団体 環境事業団地球環境基金
 開催日 2000年12月12日及び13日(2日間)
 場所 タイ王国バンコク市内(サイアム・シティ・ホテル)
 概要

基調講演

立法と政策、科学、社会経済のテーマで4名の基調講演が行われました。

ロバート・ベックマン氏(シンガポール国立大学法学部教授)「沿岸生態系の保護における法律の役割」/大和田純一氏(東京大学海洋研究所教授)「日本における水産養殖に関する多くの閉鎖性水域の環境比較の試み」/スパチット・マノビモク氏(タマサート大学経済学部教授)「発展途上国における沿岸海洋資源の経済価値」/ヒュー・カークマン氏(UNEP EAS/RCU)「東アジア地域の沿岸海洋生態系の保護と管理における地域調整について」

分科会

第1日目の午後及び第2日目の午前では、社会経済、立法と政策、科学のテーマに基づく3つの分科会が同時開催されました。

ア)社会経済の分科会「マングローブや珊瑚礁、藻場、干潟などの生態系評価を含む海洋沿岸生態系の社会経済的重要性」

発表者:盛岡 通氏(大阪大学大学院工学研究科教授)を含む延べ10名

(a)海洋沿岸生態系の保全と回復、(b)海洋沿岸生態系の持続的利用、(c)沿岸生態系の経済上の評価、(d)沿岸資源の地域レベルでの管理

イ)立法と政策の分科会「沿岸海洋生態系の保護と管理のための法律上の要件と関係」

発表者:荏原 明則氏(神戸学院大学法学部教授)を含む延べ10名

(a)沿岸海洋生態系の保護と管理のための立法と政策策定、(b)法的要求と施行、(c)調整された政策展開のための省庁間協力

ウ)科学の分科会「沿岸海洋生態系の保護と管理のための科学的及び技術的理解」

発表者:柳 哲雄氏(九州大学応用力学研究室教授)を含む延べ14名

(a)モニタリングと海洋生物生息地のアセスメント、(b)海洋保護地域、(c)沿岸海洋生態系の消滅による環境影響、(d)海洋汚染の沿岸資源に対する影響

全体会議と閉会式

第2日目の午後からは全体会議が以下のとおり行われました。

各分科会での発表並びに討議の概要報告/基調講演者によるパネル討論(進行役 熊本 信夫氏(北海学園大学長))/主催者によるとりまとめ



基調講演

「沿岸域・海洋生態系の保護と
管理における地域での調整」

ヒュー・カークマン

コーディネーター、国連環境計画、東アジア海域調整
ユニットUNEP EAS/RCU、
E-mail: kirkman.unescap@un.org

序 論

東アジア海域における海洋環境問題解決への努力は、どちらからと言えば、私が考えるフットボール発祥の様子に似ている。たくさんの人々が - その多くがフットボールを持って -、大きな不規則な形をしたフィールドで、好き勝手にボールを蹴っている姿を想像してみよう。フットボールがなくて、ボールがほしいと思っている人がいる。そうかと思えば、とんでもない方向へボールを蹴ってしまった人がいる。そのボールを受けたのが、ボールを持っていない人で、持ち主に向かってボールを蹴り返す者もいれば、そうでない者もいる。これが、地域の環境問題を解決しようというビジョンを持っていた人々が30年前におこなっていた、今と違って、どちらから言えばでたらめな努力なのだ。

そこでフットボールを蹴り返す人は、ボールをどこかにめがけて蹴れば面白いということに気がつく。さらに、見事にボールを蹴り返せば、ボールの受け手は感心する、ということも。かくして、二人の間でボールを蹴りあうことで、パートナーシップが生まれる。一部の環境グループは、ともに努力すれば、環境問題により大きな影響を与えることができるということに気づき始めている。

ここでフットボールの喩えに話を戻すと、二人で蹴りあっていたボールを、やがてそれ以上の人数で蹴るようになる。すると、二人一組になって巧みにパスを繰り返してボールを支配すれば、別のグループからボールを奪い、自分たちのものにできると気づく。こうして2つのチームが別々に動くようになり、ますますフットボールがおもしろくなるわけだ。今や環境グループは、より大きな問題に取り組んでおり、チームを組むことによってさらに多くの成果をあげている。

幾つかの規則が作られ、プレーしやすいようにグラウンドには線が引かれ、チームの動作が規制され、ゴールを決めるといったアイデアが提案され、受け入れられる。これでフットボールのチームができあがるわけだが、まだまだへたくそで、試合などできそうにないでたらめなチームで、しかも出場選手の名簿もろくに備えていないときている。これが、諸国が条約というかたちでEAS/RCUの場合には行動計画というかたちで 合意を結ぶ場合の実態なのだ。

チーム同士の対戦を見物する観客が現われ、やがて彼らは、金を払えと要求される。チームは、ユニフォームが欲しくなり、他の競技場への移動の手段が必要となり、誰が試合に出場し、誰が控えにまわるかが知りたくなる 監督が必要になるのだ。経験と訓練を積み重ねればチームの力は向上するのだから、今度はコーチが必要になる。こうしてプロのフットボールチームができあがるわけだ。このフットボール・チームのたとえで言えば、コーチと監督がEAS/RCUにあたる。監督については、資金を調達しチームに指示を与えることが仕事であって、コーチは、地域でおこなわれている活動の調整役にあたる。

東アジア海域のCOBSEA

東アジア海域調整委員会(COBSEA)事務局は、COBSEA行動計画に関する権限を委任された。この計画は、地域機関が東アジア海域の保全と管理のために行なう努力を調整するために、東アジア海域地域調整機構が下すべき必要な指示を明らかにしている。EAS/RCUは各国での中心となるべき活動に責任を負い、自らが行なうすべての活動を、これらの活動現場に伝える義務を負う。行動計画が初めて考えられた1981年から1994年までの間に、5カ国がCOBSEAに参加した。その5カ国とは、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポールおよびタイである。1994年には、さらに5ヶ国が加わった。それは、オーストラリア、カンボジア、中国、大韓民国およびベトナムである。そして1999年には、改定された行動計画および長期計画がこれら諸国によって承認され、現在のEAS/RCUの指針となっている。

COBSEA は、毎年開催される会議で参加国が指定した金額を、寄付国が払い込む信託基金の設置に同意した。寄付を行なうこの10カ国からの寄付金では、EAS/RCUの件費や運営費を賄うことができない。不足分として、UNEPによって、環境基金の一部が供与されている。参加国は専門的意見、技術的知識、そして時には活動計画の活動に参加するよう求められる。参加国が広い範囲に

分散しており、時として活動への参加がままならないため、各国間の関係は、必ずしも理想どおりではない。

東アジア海域の多岐にわたる問題を特定するために召集された様々な専門家会議で、参加国からの専門家は、動植物生息地の消失、汚染および水産資源の乱獲といった問題があることを認めた。これらの問題が、長期計画(UNEP 2000) および「南シナ海およびタイ湾における環境悪化傾向からの回復」のためにGEFが資金提供した新しい計画の基礎となった。さらに、陸上での活動の影響から東アジア海域の海洋環境を保護するための地域行動計画のグローバルな行動計画(Nollkaemper, 1992)は、汚染を重要な問題と位置づけ、現在は、下水の社会的影響に全力を注いでいる。国際珊瑚礁活動ネットワーク(ICRAN)と合衆国からの資金も、珊瑚礁の状態を改善し、持続可能な管理の方法を編み出すことに向けられている。

様々な問題

時として私は、あらゆる政府機関、NGOや国連機関による努力が、どちらかと言うと、東アジア海域の諸問題にとっては一時凌ぎにすぎないのではないかと思うことがある。ある場所では、海老の養殖のためにマングローブが80,000ヘクタールにわたって伐採され、またある場所では地域共同体のグループの手で、100ヘクタールが再生されている。伐採されるマングローブの総数は、間接的にはあるが、アメリカ、欧州および日本での海老の価格で決まる。他の要素も、間接的に動植物生息地の消失に影響を及ぼしている。

珊瑚礁が爆破されたり、シアン化物で汚染されたりしているが、それは、このようなことをする人々が食物を必要としているからである。彼らにほかに何ができようか。珊瑚の白化がこの地域全体で起こっており、再生する珊瑚もあるが、再生しない珊瑚もある。珊瑚が死滅するのは、おそらく陸地から流れ出た過剰な栄養物によって藻類が繁殖したからであろう(Done, 1992; Hughes, 1994)。他の珊瑚や海藻類は、光合成を妨げるかあるいは直接生物を窒息させる、過剰な堆積物が原因で死滅する。土木工事、森林伐採や農業での悪しき慣行において、流去水を予防する措置がとられなかったために堆積物の量が増加した(Nowlis 他 1997)。

多くの業務用および食用の魚、甲殻類が養殖されている地域は、こうした資源の実態を我々が把握しないうちに破壊されつつある。海藻床は海中にあり、旅行者にとって魅力的なものではないが、そこには最終産物 - 人間の食べ物 - に至る生物連鎖の一部を形成する生物があふれているのだ(Erftmiejier および Allen 共著 1993)。押し網や堆積物、そしてここでもまた高栄養物が海藻を死滅させると言われている(Chansang および Poovachirano 共著 1994)。海藻のありかを教えてくれるのは、ほとんどの国で絶滅しかかっているジュゴンである。

FAOによると、漁業努力は非常に盛んで、漁船の数を60%削減しても、現在と同じ漁獲高を上げることができる。削減される60%の船で操業していた人々をどうすればいいのか。彼らはどうやって暮らしていくのか。それでは、もう一度尋ねよう。今いる動植物がいなくなったら、未来の人間はどのようにして暮らしていくのだろうか。

珊瑚礁、海藻床、マングローブ林から取れる生物を利用してずっと幸せに暮らしてきた共同体が、かつての暮らしを続けられなくなる例が、最近増えてきている。医療が向上し、乳幼児の死亡率が低下し、沿岸域に人々が移住して過食気味になると、これらの共同体は限られた資源を乱獲するようになる。

今、東アジア海域でおこなわれている努力が単なる一時凌ぎにすぎないことは、すでに述べた。では、我々に何ができるのだろうか。かなり理想的ではあるが、近年、東アジア海域に供与されているあらゆる援助を利用して、人々にお金を払い、海洋環境の悪化させる行為を止めさせることができるだろう。しかし、もちろんそんなことは許されないし、社会構造と人間の尊厳の破壊につながる。しかし、この原則に関連する様々なテーマは機能するかもしれない。何事をするにも、上からも下からも刺激があるはずだ。共同体自身がこれら生態系を持続不可能な方法で利用している事実に基づき、それに変わる方法を見つめることができるようにしなければならない。各国政府は、常に適切な法律を執行し、地域共同体に関連する新しい政策を生み出していく必要がある。支払った金が、実際に環境管理と回復のために使われるような利用者負担の政策を導入すべきである。環境に対する影響の評価を真摯におこない、独立した機関が検証しなければならない。

我々には何ができるだろうか。まず、資源の実態を把握し、海洋国立公園としてふさわしい地域を残しておくために、海洋動植物生息地の正確な地図を作らなければならない(Kirkman, 2000)。このような公園は、単なる公園以上の役割を果たすに違いない。また、漁業のための緩衝地帯、多数の種の保全地域となる可能性があるし、あるいは環境教育や研究用に、または適切な管理が

おこなわれれば達成できる多様な動植物の繁殖を分かりやすく説明するための場として確保しておくことになるかもしれない。第二に、問題の起こりやすい地域を見つけるために、環境に混乱が起こらない場合はその原因となる情報を確定するために、生態系に入り込んだ汚染物質の量を確定するために、そして汚染もしくは環境の混乱を削減するべく何らかの行動を起こすとの決定ができれば環境回復作業の効果を判断するために、海洋環境を監視しなければならない。

海は何十年もの間、ゴミ捨て場となってきた。我々は完全にそれをやめることはできない。しかし、海洋環境は、どの程度の汚染や環境の混乱に耐えられるのだろうか。これは通常、海洋環境の同化もしくは許容能力として定義される(Masini 他 1992; GESAMP, 1986)。これは、投棄しても受け入れられないほどの変化を起こさない、非毒性の人工汚染物の量である。もちろん、「受け入れられない」という言葉は、科学者や規制担当者が汚染量の上限を決める前に、管理者が定義しなければならない量に関する用語である。同化能力がわかれば、それぞれの汚染源から入る量ではなく、汚染物質の総量が必ず考慮されることになる。すなわち、ある海藻の消失が受け入れられないほどの変化と判断され、1リットル中に含まれる2マイクログラムを超える硝酸性窒素(nitrogen nitrate)が原因で、海中の植物を覆うように海藻が増え、結局海中の植物は死滅すると判断される場合、水中の濃度が2マイクログラム・アトムをこえないあいだは、何トンの硝酸塩を投棄できるかをただちに計算しな

ければならない。工場や下水からの出る全ての硝酸の合計を考慮したうえで、必要な規制をおこなわなければならない。

東アジア海域におけるUNEP EAS/RCUの役割

結論として、EAS/RCUの事務局には、参加各国からの支援と同じような価値しかないといえる。地域調整という概念は理解がむずかしく、その実施はもっとむずかしい。では、我々に何ができるのだろうか。我々は調整という言葉にどのような意味をこめているのだろうか。EAS/RCUは、すべての政府機関、非政府組織、諮問機関、資金提供者を協力させ、海洋環境を守る目的で作られた様々な計画が、部分的にあるいは全体的に重複しないようにすると思われているのだろうか。たとえそれが可能だとしても、EAS/RCUがその任にあたるほど、十分なスタッフを擁し、十分な財源を持つことはないだろう。EAS/RCUは、UNEPの一機関であり、地域に基盤をおいた活動を任されている。多くの政府機関の間に対立があり、異なったレベルの政府間の対立と同じように、地域的な活動を行なう組織にゆだねられた権限では、その解決は不可能である。

理想を言えば、EAS/RCUは、東アジア海域の科学の管理、保全、回復および探査のためのあらゆる活動を把握しておくべきだろう。これは不可能なことだが、夢を持つことは、いつでもそれだけの価値があるものだ。

団体紹介

沿岸域・河口域・水路管理協同研究センター(Coastal CRC)

Cooperative Research Center for Coastal Zone,
Estuary and Waterway Management

CRC for Coastal Zone
Estuary & Waterway Management

オーストラリア沿岸域・河口域・水路管理協同研究センター(Coastal CRC)は、意思決定のためのツールや有効な管理と海域、河川、水路における生態系の健康状態のための知識を提供します。

当センターは、自然科学・地域社会・方針決定機関をつなぐ架け橋となる役割を担っています。この共同出資された実行研究プログラムは、管理研究分野における5つの連結したテーマにおいて、意志決定者(stakeholder)の直接参加方式を用い、質の高い自然科学を実践します。自然科学は多数のオーストラリア管理研究分野で応用されています。

ブリスベン市議会(Brisbane City Council)、オーストラリア地質調査事務局(Australian Geological Survey Office)、セントラル・クイーンズランド大学(Central Queensland University)、グリフィス大学(Griffith University)、クイーンズランド大学(University of Queensland)、ジェームス・クック大学(James Cook University)、連邦科学産業研究機構(Commonwealth Science and Industry Research Organisation)、クイーンズランド主要産業省(Queensland Department of Primary Industries)、クイーンズランド環境保護庁(Queensland Environmental Protection Agency)、クイーンズランド自然資源省(Queensland Department of Natural Resources)他、多数のCoastal CRCと提携している国家機関、国際機関、政府庁、地方公共機関、NGO団体があります。

また、関連機関には、海洋海岸共同ネットワーク(The Marine and Coastal Network)、ビクトリア海域協議会(Victorian Coastal Council)、海域における政府間の地殻生物圏土地海洋相互作用プログラム(Intergovernmental Geosphere-Biosphere's Land Ocean Interaction in the Coastal Zone program)、クイーンズランド漁業組合(Queensland Commercial Fisherman's Organisation)、クイーンズランド湾岸組合(Queensland Ports Corporation)、グレートバリアリーフ海洋公園機関(Great Barrier Reef Marine Park Authority)、サンフィッシュ(Sunfish)、環境オーストラリア(Environment Australia)州議会(Shire Councils)などがあります。

詳細は、CRCのホームページ(www.coastal.crc.org.au)まで



連絡先

Dr. Roger Shaw
phone 61 7 3362 9398
CEO
Coastal CRC
Email: roger.shaw@dnr.qld.gov.au
Website: www.coastal.crc.org.au

海洋研究テーマ

決定のフレームワーク	生態的、社会的、経済的、文化的、法律的研究の統合を通じ、海域に関する意志決定を容易にするフレームワークを作ることを目的とします。このフレームワークにより、政策決定者(decision maker)が異なる意志決定者(stakeholder)や目的を持った知識を統合することができます。
市民科学と教育	海域についての研究、計画、意志決定に関する地域社会の参加促進と、意志決定者グループ養成の容易化を目的とします。また大学院生を対象に支援金を提供します。
計画と管理	河川汚濁や沿岸線の解放、排水管理、湿地を含む生態系の健康状態を高めるための開発計画や修復のためのオプション及び戦略を目的とします。
生態系プロセス	沿岸域の生態系の挙動、特に人間活動や計画や管理決定に対する対応の理解と予測を目的としています。テーマは、沿岸域のための管理オプションをシミュレートする予測モデルの開発となります。
アセスメントとモニタリング	沿岸域の生態系の正確な診断やモニターを行う環境指標やリモートセンシング手法の開発を目的としています。オーストラリア河口域の環境状態の診断を含むこのテーマは、管理や保護手法の評価や地域・州・国家計画における長期フレームワークの提供に役立つでしょう。
ニュースレター	「Flotsam and Jetsam」は、CRCが発行する無料の月刊e-mailニュースレターです。取り上げるトピックスは、藻類繁殖や海岸浸食、大学院研究、沿岸計画、流域管理、コミュニティ相談、下水処理、湿地回復、河川汚濁、生態系モデリング、河口域モニタリングのような応用沿岸研究や開発問題を取り上げています。購読は無料ですので、今後のニュースレターをご希望の方は Annette.leadbetter@dnr.qld.gov.au までご連絡ください。

会議報告

東アジアの沿岸環境管理に関する ワークショップ報告

九州大学応用力学研究所 柳 哲雄



韓国海事水産省(MOMAF: Ministry Of Marine Affairs and Fisheries)と東アジア海域環境管理連携(PEMSEA: Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia)の共催による、上記のワークショップが3月15、16日、ソウルのホテルロッテワールドで開催された。PEMSEAはUNDP(United Nation Development Programme: 国連開発計画)とIMO(International Maritime Organization: 国際海事機構)が東アジアの沿岸海域環境保全のためのICM(Integrated Coastal Management: 総合沿岸管理)を行うために組織しているネットワークで、朝鮮民主主義人民共和国、韓国、中国、フィリピン、ベトナム、カンボジア、タイ、ブルネイ、マレーシア、シンガポール、インドネシアが加盟し(日本は加盟準備中)東アジアで10カ所のモデル地域を指定して、現地自治体の主導のもと、ICMを行っている。PEMSEAの事務局はフィリピン環境資源省内に置かれている(<http://www.pemsea.org>)。

今回のワークショップは東アジア沿岸域での効果的なICMに関する情報交換を行うために開催されたもので、韓国(105名)日本(1名)中国(5名)フィリピン(4名)ベトナム(3名)カンボジア(1名)タイ(1名)マレーシア(1名)インドネシア(1名)から計122名が参加して行われた。

3月15日は開会式に続いて、韓国西海岸のシワ湖をPEMSEAの新たなICMモデル地域とすることが決められた。シワ湖は日本の諫早湾と同様、干満差の大きい沿岸海域であったが、1990年に韓国の国土交通省と農林省により、淡水資源を確保すると同時に、干潟の埋め立てにより農地と工業用地を確保するため、湾口に長さ13kmの堤防を築いて、淡水化された。ところが堤防内の水質汚濁がひどくなって、地元住民の反対運動が盛り上がり、ついに政府は1997年に堤防の水門を開放した(したがって正確には湖ではない)。現在淡水資源の利用と埋め立て計画は白紙に戻されて、この海域の新たな利用法が模索されている最中である。

午後はICMの実例として、「ICMのための国と地方自治体の連携」をMOMAF海洋環境部長のユン氏、「中国XiamenにおけるICM」をXiamen市助役のホン

氏、「ベトナム・ダナンにおけるICM」をベトナム科学技術環境部長のミン博士、「インドネシア・バリにおけるICM」を国立バリICM部長のスジ博士、「フィリピン・マニラ湾におけるICM」をPEMSEAのロス氏、「フィリピン・バタンガス州の総合排水処理」をバタンガス州環境資源部長のエステゴイ氏、が報告し、これらの報告に基づいて総合討論が行われた。

総合討論では今後各国の地方自治体同士が、国のワクを越えて直接ICMの経験を情報交換出来るようにRNLG(Regional Network of Local Government: 地方自治体ネットワーク)を推進することが提案され、了承された。沿岸域のICMはそれぞれの地域の環境・資源・文化特性に基づいて行われるので、中央政府より、地方自治体の果たす役割が大きい。したがって、国家間の連携より、地方自治体間同士の直接的な国際連携がより重要な意義を持つことになる。

3月16日は引き続きICMの実例として、「シワ湖集水域の管理戦略」を韓国海事研究所のナム氏、「シワ湖におけるICM戦略」をPEMSEAのリ博士、「シワ湖のICMに対する自治体・NGO・科学者の役割」を韓国海洋研究所のジェ博士、「ICMの予算確保戦略」をPEMSEAのチュア博士、「洞海湾におけるICM」を柳、「シワ湖の水質予測のための数値生態系モデル」を韓国水産研究所のチェ博士、「シワ湖への汚染負荷を減少させるための排水処理法」をインハ大学のユン博士、「マニラ湾におけるリスクアセスメント」をPEMSEAのロス氏、「シワ湖の水質改善のための汚染負荷総量規制」を韓国環境研究所のリ博士、「シワ湖におけるICMへのGISの応用」を韓国海事研究所のユン博士が報告し全体討論が行われた。

全体討論では、ワークショップに参加していたシワ湖沿岸の住民や漁民から、政府も自治体も信用出来ないという意見が相次いだ。MOMAFの行政官や韓国各研究所の研究者からは、政府も方針転換したのだから、悲観的にならず、今後のシワ湖の環境改善のために、ICMに積極的に参加してほしいという意見が相次いだ。

今回のワークショップは沿岸海域の環境問題が、国を越えて、各国の地方自治体同士の国際協力を重要視する段階に至ってきたこと、沿岸海域の環境問題に対しては国よりも地方自治体の果たす役割が大きくなければならぬことを明らかにした。日本よりも、より中央集権的に行政を行っている韓国が、今回のワークショップを招聘し、シワ湖のICM主体を国から地方自治体にゆだねたことは、韓国政府の環境行政における施策方針の転換として韓国内外の参加者から注目を集めた。

バイオ・ポリティクス国際機構(B.I.O.)

“環境危機を解決する国際環境裁判所の必要性“

日時: 2001年1月22日
場所: アテネ(ギリシャ)

バイオ・ポリティクス国際機構代表
アグニ パラヴィアノスーアルヴァニティス女史



(2000年11月10日)で採用された決議の精神を再確認する。

決定事項

1. 政府、国会、国際組織、非州政府組織に対し、強制司法権(mandatory jurisdiction)と幅広い法的アクセスを備えた国際環境裁判所の設立を、これ以上遅れることなく早急に考慮するよう提言する必要がある。
2. このような裁判所を通じて保護される健全な環境に対し、基本的人権が存在する。
3. このような裁判所の設立が未定のままであれば、常設調停裁判所(P.C.A. = Permanent Court of Arbitration)が環境論争を解決する適切な法廷であるとみなされる。
4. 先ごろ、P.C.A. が天然資源や環境保護に関する論争を解決する具体的な手順を進展させるため尽力したことは、評価されるものである。
5. 政府や国会が、今後の会議・協議において、これらの論争および関連問題について、この決議の精神を基に方向づけしていくことを奨励する。

協議参加者

Tjaco van den Hout, General Secretary, Permanent Court of Arbitration (PCA), The Netherlands - Francine Cousteau, President, The Cousteau Society, France - Judge Amedeo Postiglione, Director, International Court for the Environment Foundation, Italy - Professor Alfred Rest,

決議案

1. 地球上の全ての主要生態系や命 - バイオ - を脅かしている地球規模の環境危機が存在することを認める;
2. この危機に対する火急の解決策と、新しい環境倫理の構築を要求する社会の声が高まっていることを認める;
3. 人間の威厳に従い、各個人が適切な法的アクセスを持つ必要と共に、健全な環境に対する基本的権利を有することを認める;
4. 全ての州と全ての人々が、貧困撲滅と現在世代と未来世代の恩恵のため、地球環境の保護において協同することを認める;
5. 国際地域社会は、地球の天然資源の保管者としてこれらの資源を維持し、保護し、復旧し、そして全ての生物種をこれ以上の汚染・汚濁・消滅から保護する義務があることを強調する;
6. また国際環境裁判所(International Court of the Environment)は国際環境法の推進、発展に寄与できることを強調する;
7. さらに、このような裁判所は、関連した承諾・施行文書を含む国際・地方・国家各司法システムの補助的役割を担う目的を持つことを強調する;
8. 2000年9月18日国連総会で採用した世紀宣言、とりわけ自然と我々の公共環境の保護に関する条項を再確認する;
9. ジョージワシントン大学における協議(1999年4月15日~17日)、B.I.O.による協議(2000年6月7日)、ローマにおける国際環境裁判所設立協議会

University of K?ln, Germany - Kitty P. Kyriacopoulos, Honorary Chairman of the Board, Silver and Baryte Ores Mining Co. SA, Greece - Professor Udo Simonis, Science Centre Berlin, Germany - Professor Giovanni Conso, President Em eritus, Constitutional Court, Italy - Dr. Ivano Iai, Constitutional Court, Italy - John Hartland, Counsellor and Special Advisor to the Secretary General of the Parliamentary Assembly, Council of Europe - Maggi M ikaelsson, Member of Parliament, Sweden - George Krem lis, Head, Judicial and Legislative Affairs, European Commission DG XI, Belgium - John Sammas, Member of the National Court of Audits, Greece - Anthony Gortzis, President, World Federation of Advertisers and Director of Corporate and Media Relations, ELAIS SA, Greece - Panayotis Koutsikos, President, ERGO SA - Constantine Kanonis, Chairman of the Hellenic-Russian Chamber of Commerce - Dr. Harilaos Harakas, Lawyer - Dr. Agni Vlavianos-Arvanitis, Biopolitics International Organisation President and Founder, Greece

この協議には次の大使、外交官も参加した

The Ambassadors of Armenia Armen Petrossian, Great Britain David Madden, Canada David Hutton, Colombia Manuel Jose Bonett, FYROM Ljunco Arsouski, Israel Ran Curiel, Italy Agostino Mathis, Hungary Istvan Pataki, Luxembourg Fernand Kartheiser, The Netherlands Paul

Brouwer, Poland Wojtek Lam entowicz, Slovakia Milan Dubcek, Slovenia Bornd Mahnic, Thailand Precha Pitisan, the Apostolic Nuncio Paul Fouad Tabet, the Diplomatic Representative of the Palestine Abdullah Abdullah, the Charged ' Affaires of the Embassy of Brazil Paolo Roberto Franca, the Scientific Attache of the Chinese Embassy Mr. Zhang, the Minister Councilor of the Embassy of Georgia Akoki Lomidze, the Charged ' Affaires of the Hungarian Embassy Maria Szekelyi, the Councilor of the Hungarian Embassy Karolyi Kiss, the Minister Councilor of the Embassy of Indonesia Bistok Dam anik, the Minister Councilor of the Italian Embassy Mr. Sampoli, the Charged ' Affaires of the Embassy of the Netherlands Vervloed Jhannes, the Minister of the Embassy of Sweden Sven Malmberg, the Counsellor of the Embassy of Ukraine Yevgen Perebyinis and the Charged ' Affaires of the Embassy of Yugoslavia Goran Alexic.

このバイオ・ポリティクス協議にこれだけ多数の外交官が参加したことは、バイオ・ディプロマシーが実践されていることを象徴している。環境危機は国家境界線により差別されるものでなく、環境保護において、地球規模で協同していくことが緊急最優先である。今回の決議は、参加した各国において推進されるだろう。我々は、このように、国際環境裁判所の設立が加速され、現状以上の環境破壊がせき止められることを願ってやまない。

バイオ環境と新世紀 欧州連合レオナルド・ダ・ヴィンチプログラム 環境教育ワークショップ

日時：2001年3月29日～4月1日
場所：アテネ(ギリシャ)

提言

環境を深刻に脅かす結果をもたらし価値観の崩壊に即刻に対処し、我々の地球上の生物が授かった脆弱な物 - 生命 - の持続性を保証し、生命のありがたみを認識する必要がある。この火急の要請に鑑み、バイオ・ポリティクス国際機構(B.I.O.)環境教育ワークショップ関係者は、2001年3月29日～4月1日、アテネに参集し、あらゆる分野を包括する環境教育のためのB.I.O.提案を今一度確認すると共に、国連、国連特別機関や多数のNGOによって推進されてきた生命維持の概念が広範に受け入れられるようになったことに基づき、次の最優先課題について取り組むことを提案した。

環境教育を通じた新しい倫理の構築

1. 環境倫理は人間のあらゆる活動において中心になるべきものである。環境倫理の構築において、すべての個人や地域社会が関わり、文化と技術が協働することは極めて重要である。
2. 環境教育のカリキュラム立案・構想において、学際的かつ全体論的視点に立った研究方法で取り組む必要がある。社会的、文化的、環境の側面、とりわけ価値観や倫理を統合するためにはこのことは不可欠である。
3. 環境のルールや原理は、公共機関・外交・企業の代表者のための指導規約の必須事項として取り入れられるべきである。
4. 環境倫理・平和観念・貧困の軽減・社会的公正の絶対的關係を強調していくことは非常に重要である。
5. 人間一人一人が環境倫理にかなった言動をすることで、個々の責務を果たすことができる。まず過剰消費の生活パターンから脱皮するべきである。また、ゴミが出ない生産サイクルの開発、エネルギー生産/消費に関する新戦略の立案、再生不可能な資源の保護へ新たに取り組むことは必須である。
6. これ以上の悪化・破滅を回避するため、環境倫理に基づき、また環境保護における国際的協力体制を長期的視野に入れた上で、環境保護のための防衛観念を再構築していかなければならない。

環境教育への投資：社会にもたらす真の恩恵

1. 恩恵に対する概念を再評価する必要があり、新たな概念には人類にとって“真”の恩恵を作り出す重要な要素、すなわち生活の本質、天然資源と生物多様性の保護、よりよい健康や教育といった側面を取り入れるべきである。
2. 環境教育担当機関だけでなく、各国政府、国際的・地域的・国家的経済組織をも補助的資源を結集・運用し、環境に関する教育や人々の意識を高めるよう奨励するべきである。
3. 環境教育のための各種基金設立を考慮に入れる必要がある。この基金には、

企業団体・政府関連組織はじめ、社会全般からの貢献が見込まれ、この課題に取り組む上で、高い見通しを立てることができる。

1. 環境教育を推進するためには、民間企業からの投資による資本が不可欠である。環境教育は民間企業の取り組みにプラスになる。

生命維持に向けて～公式・非公式教育の新しい方向づけ

1. 生涯学習に対する教育の方向づけを見直す必要がある。I.U.B.E.が奨励しているように、学際的環境教育は地球上の全市民に環境教育を保証するので、何事においても最優先である。
2. 非公式な教育は、公式な教育と同様に重要である。環境意識の向上・養成のためには、一般社会の幅広い注目、および地域社会(市長、地方自治体など)の積極的な参加が必要である。
3. 職業訓練における環境教育は、新技術の伝達だけでなく雇用機会の増大にも不可欠である。
4. 環境教育は、立法・司法の分野はもちろん、ビジネス・経済についての方針決定、また科学技術の各分野においても必要とされている。
5. 教諭・学者、教諭・生徒の二者間リンクを構築すべきである。学習者には、具体的なプロジェクトを通じて新しい知識や技術を習得し、自分の考えや問題解決する率先力を高める機会を与えるべきである。
6. 直接参加の環境教育は、直接民主主義を活性化させる効果がある。

実践のための提案

1. 既存の生物の摘要(Bio Syllabus)を改訂し浸透させ、あらゆる教育レベルに対し新カリキュラム用教材や環境問題に関するオーディオ・ビジュアル教材を開発する。
2. 新経済のモデルを樹立し、環境にやさしい生産戦略(Cleaner Production Strategy)への投資を奨励するため、インセンティブ制度(減税など)を導入する。
3. 失業者が環境プロジェクト(植樹、リサイクル、町の清掃など)に参加できるよう、失業手当に代わるグリーン手当(Green Salary)を導入する。
4. 環境教育に協力したい人々のコンピューターネットワーク情報センター(A clearing-house)を設立する。電子知識銀行(An electronic Bank of Ideas)はインターネットでアクセス可能であり、あらゆる分野を包括した情報交換を世界規模で実現する。またこの電子知識銀行は環境についての正しい認識を提供する。
5. 地域における課題に対処するため、環境ボランティア活動団体(Volunteer environment action groups)を設置する。若者や高齢者の参加は特に有意義である。
6. 環境保護や環境理解に関し、顕著な貢献をした個人や団体を表彰するため、環境オリンピック(Environmental Olympics)バイオ賞(Bios Prizes)を奨励させる。
7. 世界中の人々が環境保護や地球上の生物の存続に関し、自発的な姿勢を表現する場を設けるため世界国民投票(A World Referendum)を実施する。
8. 環境教育は常設調停裁判所(Permanent Court of Arbitration)の後援の下、国際環境裁判所(International Court of the Environment)の発展に寄与できる。

財団法人国際エメックスセンター活動について(1-4月)

(1) 伊勢湾シンポジウム「伊勢湾の21世紀を考える」への参加

平成13年1月19日、長良川国際会議場にて伊勢湾総合対策協議会の主催で行われた同シンポジウムに当センター菊井事務局長がパネリストとして参加発表しました。

(2) 油処理剤等環境影響に関する調査

平成13年1月31日及び3月13日の2回にわたって、環境省より依頼を受けた油処理剤等環境影響に関する調査検討会(座長 岡田 光正広島大学工学部環境基礎学講座教授)を開催し、既存の油処理剤及び油ゲル化剤等の薬剤の海洋環境への影響について現状把握をするとともに、世界各国で発生した原油等流出事故での油処理剤等の使用とその影響に関する情報を取りまとめました。

(3) 臨海部における環境回復・創造事業に関する調査

平成13年2月9日及び3月29日の2回にわたって、(財)兵庫県環境クリエイトセンターより依頼を受けた臨海部における環境回復・創造事業に関する調査検討会(座長 上嶋 英機氏)を開催し、環境回復に関するケーススタディ等を調査しました。

(4) 第2回評議員会・第3回理事会の開催

平成13年2月23日、第2回評議員会及び第3回理事会を開催し、外務省・環境省共管法人に向けた寄附行為の改正、平成12年度事業計画・収支予算書の変更、平成13年度事業計画及び収支予算、第6回エメックス会議開催準備について議決されました。また、第5回エメックス会議の準備状況や会員の入会状況が報告されました。

(5) 尼崎21世紀の森構想に向けて

同構想については、兵庫県企業庁の委託を受けて基礎調査を進めています。その調査の一環として、3月17日から27日の間、石川専事兼企画調査課長が企

業庁・兵庫県民生活部環境局の職員とともに米国ニューヨーク市、メリーランド州、チャタヌーガ市を訪問し、これらの地域における環境施策や都市再生施策の現状を視察調査しました。



「海のネット会議」が立ち上がりました

平成12年度環境事業団地球環境基金の助成により、当センターホームページに「誰でも参加・海のネット会議」(<http://www.emecs.or.jp/japanese/>)が立ち上がりました。このネット会議は、閉鎖性海域の環境保全・創造のため、提案されたトピック(テーマ)に関し、情報・意見を有する市民、NGO、研究者、政策担当者など誰もが参加でき、直接に意見交換、情報交換を可能にするため構築されたものですので、自由にご利用ください。



第5回エメックス会議に向けて
第5回世界閉鎖性海域環境保全会議実行委員会活動について(11-4月)

第1回実行委員会開催(平成12年11月23日)

実行委員会規約及び役員に関する件、事業計画に関する件、収支予算に関する件、運営委員会の委員構成に関する件他

第1回運営委員会開催(12月6日)

運営委員会等運営要綱の制定と副委員長を選任、これまでの経過と準備状況、部会の設置と構成員、部会における検討事項と今後のスケジュール、第5回エメックス会議の開催日程と分科会テーマの検討、第5回エメックス会議運営にあたっての基本コンセプト、業務を委託するコンベンション会社等の決定他

第1回プログラム部会開催(12月21日)

部長及び副部長の選出、これまでの準備状況とこれからのスケジュール、第2回アナウンスメントの内容、会議運営の基本コンセプト、第5回エメックス会議の日程・分科会テーマ・会議プログラム、日程・分科会テーマ等検討作業グループ及び発表文(アブストラクト)審査のための作業グループの設置他

日程・分科会テーマ等検討作業グループ第1回会合開催(平成13年1月7日)

第5回エメックス会議に対するこれまでの意見、第5回エメックス会議の日程・分科会テーマ・会議プログラム他

第1回関連事業部会開催(1月18日)

部長及び副部長の選出、これまでの準備状況とこれからのスケジュール、

第5回エメックス会議の運営体制、会議運営の基本コンセプト、第5回エメックス会議の日程・分科会テーマ・会議プログラム、サイドプログラム・テクニカルツアーの検討他

第1回総務・広報部会開催(1月18日)

部長及び副部長の選出、会議開催計画(全体計画・会場計画)、予算(平成12年度収支予算・参加登録料・行事参加負担金・各種助成金等申請状況)広報(広報計画・第2回アナウンスメント・会議ロゴマーク及びポスター)他

第2回運営委員会開催(1月25日)

会議日程、会議・分科会テーマ、会議プログラム、サイドプログラム・テクニカルツアー、会議の広報他

第2回関連事業部会開催(3月5日)

第2回アナウンスメント、サイドプログラム(環境修復・創造エキスポ、環境教育フェア)、テクニカルツアー、特別セッション他

第2回総務・広報部会開催(3月5日)

平成12年度収支予算執行状況及び一時借入金、寄付金の募集他

第2回プログラム部会開催(4月4日)

今後のスケジュール、分科会の進め方とその準備、会議の全体構成と基調講演者・招待講演者、発表要旨審査のための作業グループ設置、論文集発行他

事務局からのお知らせ

会員入会のご案内

財団法人国際エメックスセンターでは、行政・研究者・事業者・市民等の各主体間の有機的ネットワークを構築し、国際的かつ学際的な交流を推進するとともに、調査研究及び研修の実施並びに活動に対する支援等の事業を行い、もって閉鎖性海域の環境の保全・創造及び多様な自然と人間が共生する持続的発展が可能な社会の構築に寄与することを目的としています。

この目的のために活動する当センターの発展・充実のため、ご賛同いただけるみなさまのご協力、ご参加を心よりお待ちしております。

また、みなさまのお近くの方にも是非、本会をご紹介します。

投稿募集

閉鎖性海域に関する研究や会議等の読者からの情報提供をお待ちしております。(謝金・原稿料はありません。)

編集・発行及び連絡先
財団法人 国際エメックスセンター

615-0073 神戸市中央区臨浜海岸通1丁目5-1 国際健康開発センタービル3階
TEL:078-252-0234 FAX:078-252-0404
HP: <http://www.emecs.or.jp> E-mail: secret@emecs.or.jp

《年会費》	団体会員	100,000円
	NGO団体	30,000円
	個人会員	10,000円

《特典》

- 1 当センターが主催または共催するシンポジウムセミナー等に優先的に参加することができる。
- 2 当センターが有する最新の情報の提供を受けることができる。
- 3 当センターが実施する調査研究プロジェクトの形成などに参加できる。

入会を希望される方は、財団法人国際エメックスセンター事務局までお問い合わせください。